

役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人京真会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第22条及び第30条の規定に基づき、役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用弁償に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 顧問とは、定款第30条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長に対して、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 理事長を除く役員、顧問に対しても、職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長の報酬月額は4万円、報酬総額は年間48万円以内とする。

- 2 理事長を除く役員、顧問の報酬日額は会等への出席の都度、1人一律1万円、報酬総額は年間50万円以内とする。
- 3 評議員の報酬日額は会等への出席の都度、1人一律1万円とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員、顧問及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員、顧問及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 理事長を除く役員、顧問及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和3年8月26日から施行する。